

四日市市告示第 680 号

四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱(令和 4 年四日市市告示第 169 号)  
の一部を次のように改正する。

改正後		
別表 (第 2 条及び第 5 条関係)		
補助金の対象となる施設、補助単価及び単位は次のとおりとする。		
補助金の対象施設	補助単価	単位
地域密着型特別養護老人ホーム(定員 29 人以下の特別養護老人ホームをいう。)	<u>989 千円</u>	(略)
認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	<u>989 千円</u>	
小規模多機能型居宅介護事業所	<u>989 千円</u>	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	<u>989 千円</u>	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	<u>16,600 千円</u>	

改正前		
別表 (第 2 条及び第 5 条関係)		
補助金の対象となる施設、補助単価及び単位は次のとおりとする。		
補助金の対象施設	補助単価	単位
地域密着型特別養護老人ホーム(定員 29 人以下の特別養護老人ホームをいう。)	<u>914 千円</u>	(略)
認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	<u>914 千円</u>	
小規模多機能型居宅介護事業所	<u>914 千円</u>	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	<u>914 千円</u>	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	15,300千円	
---------------------	----------	--

附 則

この要綱は、令和6年12月25日から施行し、改正後の四日市市介護施設開設準備経費補助金交付要綱の規定は、令和6年度分の補助金から適用する。